

新成人の皆さん、おめでとうございます。

20歳になった方は、国民年金の被保険者となります。20歳になってから、おおむね2週間以内に日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせが送付されます。

年金は老後のためだけでなく、万が一の病気やけがで障がいが残ったときに障害年金が支給されるなど、現役世代の保障もされますので国民年金保険料（以下、保険料）は忘れずに納付しましょう。

令和元年度の保険料は1か月16,410円で、納付書での納付や口座振替などの方法で納付できます。また、まとめて納付すると割引されます。

経済的な理由などで納付が困難な方は次のような制度があります。

◆学生納付特例制度

前年の所得が基準額以下の学生の方の保険料の納付が猶予されます。

◆免除・納付猶予制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年の所得が一定額以下の場合の保険料が全額または一部免除、納付の猶予がされます。一部免除の方は減額された保険料の納付が必要です。（学生の方は学生納付特例制度のみ申請ができます）

◆各種免除制度の申請に必要な主なもの

- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・学生証（学生納付特例の場合）

未納のまま放っておくと老後の年金だけでなく、万が一のときの年金も受け取れない場合がありますので、未納のままにせず岐阜南年金事務所または住民課でご相談ください。

岐阜南年金事務所 ☎273-6161
住民課 ☎388-1115



消防署

セルフスタンドの安全な利用について

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

近年、ドライバー自ら給油を行うセルフスタンドが多くなってきました。皆さんはガソリンの本当の恐ろしさをご存知でしょうか？自動車などの燃料に使われるガソリンは容易に気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼します。気化したガソリンは空気よりも重いため、地面など低いところに沿って広がります。そのため、条件によっては離れた場所の思わぬ火源で引火する可能性があります。安全に給油するために、セルフスタンドでは次のことを守りましょう。

①給油前に静電気除去シートに触れる！

体にたまっている静電気を取り除いてから自動車の給油キャップを開けてください。静電気火花が発生してガソリンの蒸気に引火する可能性があります。

②火気厳禁！

給油キャップを開けると給油口からガソリンの蒸気が大量に出てきます。ガソリンスタンド内のライターの使用や喫煙は大変危険で

すので絶対に行わないようにしてください。

③車のエンジンは停止する！

エンジンをかけたまま給油することは法律で禁止されています。ガソリンの蒸気に引火する危険性が高まりますので、必ず車のエンジンは停止しましょう。

④携行缶への給油は行わない！

利用客が自らガソリンを容器に入れることはできません。携行缶に給油したい場合は店舗スタッフに依頼し、給油してもらいましょう。また、店舗によっては携行缶への給油を行っていない場合もあります。

セルフスタンドは価格も安く、多くの方が利用されていますが、ガソリンは「危険物」という認識を持って利用しましょう。

